

監査報告（抜粋）

泉 喜久男
笹沢 武

平成28年度決算審査の結論は、「一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算書並びに付属書類の係数は正確であり、予算の執行等についても概ね適正に処理されていると認められた。」

【決算審査の所見】

法制に関する点

① 地方自治法第157条につ

いて
かつて、町内の各区の規約の統一化を指導すべきではないかとの質問に対し、「町と区とは行政事務委託契約の関係で、その内部に介入する立場にない。」との説明がありました。

しかし、地方自治法第157条によれば、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができるとあります。モデル規約を作成し一

律これに倣うべしというのではありませんが、町内の地縁団体たる各区の基本となる規約が不統一であるよりは、骨子において統一されていることが望ましいのではないのでしょうか。

さらには規約が整備されても、それに基づく総会等の運営が正しく行われていなければなりません。

自治法第157条の指導性を発揮し、各区の組織及び運営の合理化に関する指導を通じ、結果として住民福祉の増進につながるのではないのでしょうか。
② 財産区については、「財産区」については、

地方自治法の第三編第四章に定めがあります。当該町であれば御代田財産区がその例です。財産区については過去にご注意申し上げたことがあります。財産区の権能は限定的で財産の管理又は処分についての行為能力を有するとされています。

例えば、地域の自治会・青年団・婦人会等の費用に充てるための補助や寄付はこれを行うことができないとされています。

このような行為は違法・無効とされ、補助金をうけた団体は不当利得の返還を請求されかねません。また、財産区の住民

は、自分たちの財産という権利意識のようなものを持っているようですが、財産区の財産は設立の契機となった合併前の旧市町村のものであって決して住民のものではありません。

通常の市町村の財産に対して市町村の住民がその共有権を主張しえないのと同様で、財産区の住民も財産区の財産に共有権を主張できません。

以上の事柄について関係職員と管理委員は十分に認識すべきであり、違法な行為が起きないように留意してください。

講習会への参加に関する点

地方自治体にも複式簿記の導入がさげばれてから相当の年月が経ちました。

当町についてみれば複式簿記の知識を持った職員は数人しかいないのではないのでしょうか。

総務省の指導もあり複式簿記制度の導入が本格化する事になり、最近はいわゆる「新公会計制度」の講習会が増えております。

この講習会には二つの問題があります。第一に講師は自己への評価を考慮し講義内容を必要以上に高尚なものにしてがちで、初心者には高級すぎて理解できないくらいがあります。70年前に著名な大学教授がその著書において、「これまで、専門の研究者ばかり相手に論文を書いてきた私にとって、経済学の最新の動向を、初歩的な読者にも解り易く説明するということは困難な仕事でありました。」と回顧している例もあります。

第二は参加者の当該テーマに対する事前の理解力です。複式簿記を勉強したことのない者が、複式簿記を前提にした新公会計制度の講習会に参加しても解り易く説明するということは困難な仕事でありました。」と回顧している例もあります。

おわりに

監査委員監査は事後監査であります。これに対し議員の皆様は二元代表制による予算審議権という事前チェック機能を有しております。ここに重ねて是非ぜひ議会の監視機能という重責を果たされますことを重ねてお願い申し上げます。



古越 雄一郎 議員

急増する後期高齢者支援対応は重点課題として具体的に検討している

問 高齢者支援事業の現状は。

答 保健福祉課長 団塊の世代が75歳以上になる39年をめぐり、地域包括ケアシステム構築に向け、26年度に介護保険制度の改正が行われた。当町は県内で唯一、翌27年4月から日常生活支援総合事業を開始した。

現在国が示すガイドラインのすべてのメニューに取り組んでいる。

問 3、4年後から急激に増加する後期高齢者対応としての人材の確保・財源についての計画は。

答 保健福祉課長 介護教室、予防教室を定期的に開催している。また、チェックリストをもとに地域包括支援

答 保健福祉課長 介護保険については、3年ごとに計画を立て実施している。

来年度からの第7期介護保険事業計画の策定を行っているが、機能の強化を重点課題として検討している。人材確保・財源も計画の中で具体的に考える。

問 支援内容によって人間力の低下ということも懸念されるが。

答 保健福祉課長 介護教室、予防教室を定期的に開催している。



はつらつサポーター

センターで自立した生活を目的に、支援プランを立て実施している。はつらつサポーターについては、定期的に養成講座を開催し、多くの方に呼びかけ、増やす努力をしている。

子どもたちへの支援のあり方は自立を願って効果的に対応する

問 小中学生への支援内容、実態は。

答 教育次長 小学校については2校合わせて、学習支援員9名、英語指導員、心理相談員、特別支援教育相談員を各1名配置している。

中学校は学習支援員、英語指導員、心理相談員、不登校生徒指導員を各1名配置して対応している。

問 手厚い支援体制は守りすぎになり、過度の保護であってはならないと感じるが。

問 信州型コミュニティスクールについて、どのようになりつつあるか。

答 教育長 支援はあくまでも子どもたちの自立を願って、タイミングよく効果的に対応する必要があり、その対応についての指導力は不可欠である。そのために保護者、学校との合意形成を進めている。さらに問題ある子、ない子も共に学ぶインクルーシブ教育の推進を考えている。



おもいほり

答 教育長 県をあげて取り組んでいる。核家族化が進み、地域で子どもを育てる面が欠けてきている。地域の人達と一緒に学ぶ機会を設けることが目的である。

現在各学校で、委員会を設けて進めている。教育委員会としては、各委員会からの要望に責任を持って対応する。